

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。  
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令      地方税法第 3 7 1 条、第 7 0 2 条の 8

| 氏名                            |
|-------------------------------|
| 能嶋 亮                          |
| 長谷川 真紀                        |
| 齋藤 正                          |
| （有）加藤企画                       |
| 中根 光隆                         |
| A K I Y A M A   A N D R E I A |
| 亡栗原正隆相続財産                     |
| 瀬戸 竜司                         |
| 孫 璐                           |
| 謝麗新                           |
| （株）荒井メディカルグループ                |
| 亡府川幸男相続財産                     |
| 亡出縄勇相続財産                      |
| 亡平井孝相続財産                      |
| 亡間瀬キミエ相続財産                    |
| 亡大瀨美代子相続財産                    |
| 亡平林源一相続財産                     |
| 亡小泉光男相続財産                     |
| 亡高橋・三相相続財産                    |
| 亡小清水努相続財産                     |
| 亡鈴木政名相続財産                     |

以上